

話 題

日本水産学会、国際連合食糧農業機構 (FAO) 水産養殖局との協力覚書に調印

岡本純一郎

北海道大学大学院水産科学研究所

JUNICHIRO OKAMOTO

*Faculty of Fisheries Sciences, Hokkaido University,
Hakodate, Hokkaido 041-8611, Japan*

1. はじめに

去る6月5日、東京大学農学部会議室において社団法人日本水産学会（以下「水産学会」）會田勝美会長と国際連合食糧農業機構（The Food and Agriculture Organization of the United Nations, 以下「FAO」）野村一郎水産養殖局長の間で水産分野における研究調査、訓練に関する協力覚書が調印されました（写真1, 2）。



写真1 會田勝美日本水産学会会長と野村一郎FAO水産局長



写真2 調印式参加者

FAOの設立は、1943年に米国のバージニア州において15カ国が集まり世界の食糧と農業のための恒常的機関を設立するための基金造成を約束したことが契機となり、その後、国際連合（以下「国連」）の創設とともに、1945年にFAOの第1回会合がカナダのケベックで開催され、FAOが国連の特別機関として設立することが決められました。FAOはその設立以来、国連システムの一機関として飢餓撲滅のための世界的取組を指導しています。全世界の人々が良質の食糧を手にすることが出来る飢餓のない世界の実現のために栄養の改善、農業生産性の向上、農山漁村の人々の生活向上を通じて世界経済の成長に貢献することをFAOはその責務として謳っています。FAOには現在8つの部局が設けられ、また、世界各地に5地域事務所（アジア・太平洋地域事務所はタイ国バンコックに配置）、5地域支部事務所（アジア・太平洋地域支部事務所はサモア国に配置）、5連絡事務所（その一つは横浜に配置）を配置し活動を行っています。

このFAOの一部局である水産養殖局（Fisheries and Aquaculture Department, 以下「水産局」という。）は、現在、日本人局長の野村一郎氏（元水産庁遠洋課長）の下で世界の持続的な水産業の発展のための取組を行っています。FAO水産局は今世界で懸念される水産物の安全、資源の持続的利用、持続的な養殖業など水産に関わる食糧安全保障を巡る国際政策に取組むと共に全世界で140近くのプロジェクトに関与しています。（FAO組織：図1, 2）

2. 水産学会とFAO

水産学会の定款には「水産学に関する学理及び応用の研究についての発表及び連絡、知識の交換、情報の提供などを行う場となることにより、水産学に関する研究の進歩・普及を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。」と謳われていますが、その母体となる我が国の水産業の現状は水産先進国という過去の自負は薄れ、また各水産教育、研究機関は構造改革政策の競争政策の下でその存立に汲々としているのが現状のように思われます。このような状況の下で水産学会が単なる会員の学術交流のためのサロンとしての存在に留まらず、「水産」というキーワードの下での会員諸氏に新たな活動の場を提供することが我が国の「水産」研究、教育への支援にも貢献するという観点から水産学会では学会が先頭に立って日本の水産研究、教育の活動の場を全世界的視野で拡大し、更に国際認知度を高めるためFAO水産局との協力協定の締結を昨年より追求してきました。即ち、会

Fisheries and Aquaculture Department Structure and Function (Revised PWB 06-07)

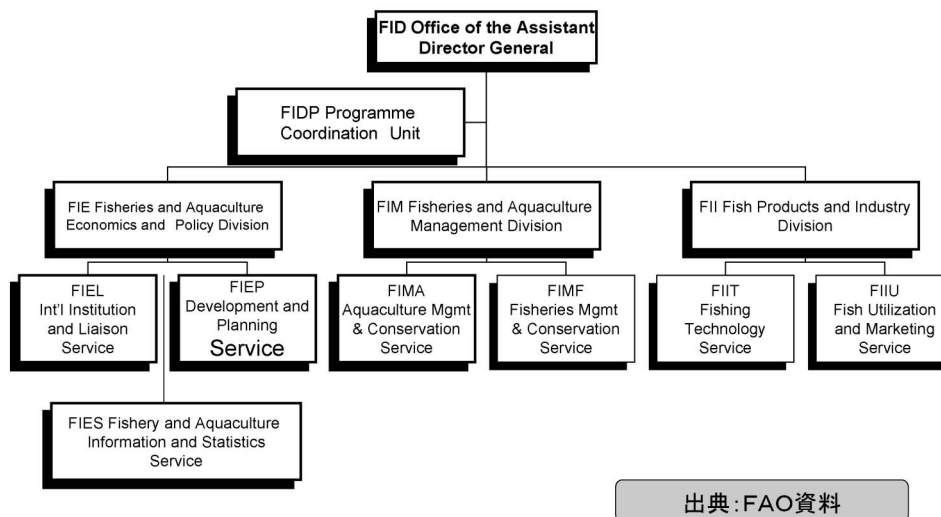


図1 FAO 水産養殖局の組織

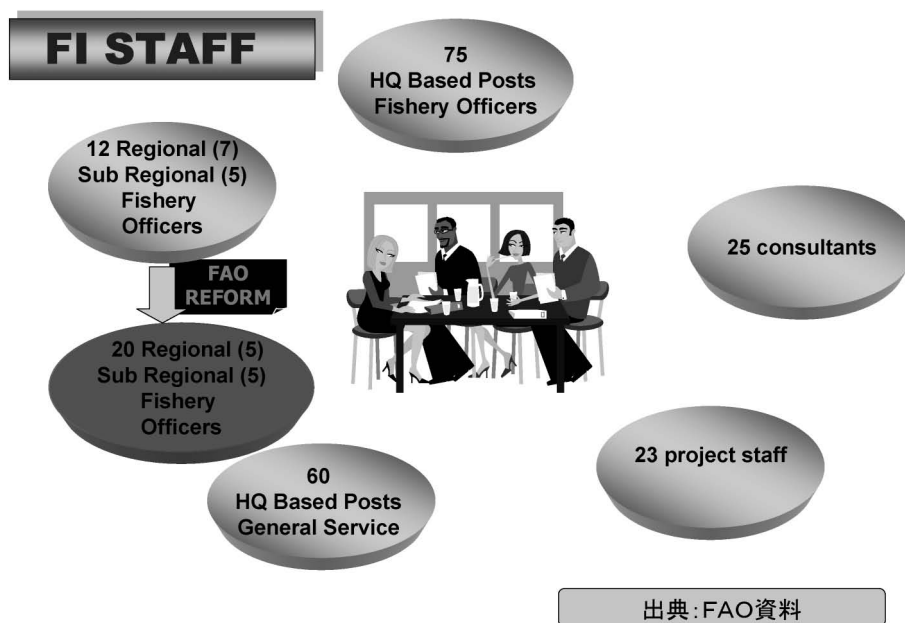


図2 FAO 水産養殖局の職員構成

員諸氏の帰属する水産教育、研究機関では個別に対処することが困難なより広範な国際協力の枠組形成に水産学会が日本の水産教育、研究の活躍拡大の観点から取組むこととしたものです。幸いなことに現FAO水産局長が日本からの野村一郎氏であったため、日本水産学会の意向についてご理解を得てこの度円滑に協力覚書を締結できました。FAO水産局によれば国際機関以外の学会という一国レベルの民間研究、教育者組織と協力覚書を交わしたのは今回が初めてとのことであり、FAOにとっ

ても先駆的な試みとのことです。

全世界的な規模で活動する国連機関に対する日本の金銭的貢献は大きいものの日本の人的貢献や存在感が極めて薄いことがこれまでも問題視されてきました(表1)。このことは水産分野においても言えることで、FAOをはじめ国際機関が様々な取組を行っているにも拘わらず、我が国の水産研究、教育が十分評価される機会やプレゼンスの機会を失っているのではないかと懸念があります。このことがまた日本の水産研究、教育の国内に

表1 国連事務局における望ましい職員数

2005.6.30 現在

順位	国名	職員数 (女性数)	望ましい職員数 下限～(中位点)～上限	判定	比率 (%)	分担率 (%)
1	米国	312(170)	298～(351)～404	○	12.10	22.000
2	ドイツ	143(57)	120～(141)～162	○	5.54	8.662
3	フランス	116(55)	85～(100)～115	◎	4.50	6.030
4	日本	111(66)	262～(308)～355	△	4.30	19.468
5	英国	108(46)	86～(102)～117	○	4.19	6.127
6	イタリア	105(50)	70～(82)～ 95	◎	4.07	4.885
7	ロシア	104(14)	21～(26)～ 31	◎	4.03	1.100
8	中国	59(34)	56～(66)～ 76	○	2.29	2.053
9	スペイン	55(25)	39～(46)～ 52	◎	2.13	2.520
10	カナダ	54(25)	42～(50)～ 57	○	2.09	2.813
11	フィリピン	49(33)	4～(9)～ 14	◎	2.03	0.095
12	インド	47(19)	31～(36)～ 42	◎	1.90	0.421
12	オーストラリア	47(23)	26～(31)～ 36	◎	1.90	1.592
14	ブラジル	36(14)	28～(33)～ 38	○	1.40	1.523
	その他	1,233(479)				
	合計	2,579(1,110)				

出典資料：外務省資料

における閉塞感にも繋がっているのではないかと考えられます。ちなみにFAO本部の水産局の日本人職員は6名とのことです。

会員諸氏の間にはFAOなどの国際機関は試験研究機関ではなく、水産研究という観点から見た場合、必ずしも水産学会の適切なパートナーとは見なせないとの指摘があるかもしれません。しかし、水産学は単に生物学、物理学や化学ではなく、水産という経済活動に根ざした実学である以上、その研究成果の社会への貢献意識、社会との結びつきが不可欠です。事実、FAOなどの国際機関の活動の中心は技術移転等を通じた政策の実施ですが、この政策実施過程の中で様々な水産研究に根ざした知識や知見の現実への適用が求められています。世界の水産政策の適用分野に対する貢献を通じて我が国の水産研究、教育が世界的な認知を得て国際的な指導的役割を担うことを可能とすることが我が国の水産研究、教育の将来的課題とも言えます。

3. 期待されるFAOとの協力分野

この度のFAOとの覚書締結により水産学会として具体的に期待される協力分野は、次のようなものが考えられます。

1) Visiting Experts Program (派遣専門家プログラム)

FAOには諸外国の研究者などと協力してFAO活動を実施するFAO Partnership Programsがあります。その中の一つにVisiting Experts Program (VEP)があります。これはFAOの進める飢餓対策には食料増産、管理などについて健全な科学的裏づけが必要であり、研究者が中心的役割を担うとの認識の下、FAOとの協力協定を有する機関又は国から専門家を短期間(最長1年)FAOに招聘(旅費、滞在費はFAOが負担。給与は派遣者側負担。)してFAO活動に貢献してもらうことを目的としたプログラムです。当然のことながら招聘される専門家はFAOが期待する資質の者であることが要請されます。残念なことに日本政府はFAOへの主要な拠出国でありながらこのVEPについてFAOと協定を締結していません。このためこれまで我が国の農林水産分野の研究者達はこのFAOのVEPに参加する機会を有していませんでした。今回、水産学会がFAOと協力覚書を締結したことにより、水産学会から水産研究の各分野における研究者、専門家を推薦することが可能となりました。VEP専門家の採用はFAOの判断権限ですが、水産学会として会員諸氏からこのVEPに参加しても良いとの希望者を募り、水産学会の中で資質スクリーニングを行い、VEP専門家候補として名簿をFAOに

提出していくことが考えられます。

FAOはその各種活動において外部の専門家をコンサルタント（水産局は現在25名）として活用していますが、このコンサルタントの選定においてFAO内部における人脈が非常に影響を与えられます。この種のFAOコンサルタントとして日本人専門家の採用が極めて稀であった背景にはFAOにおける日本人専門家の存在感が薄かったことが考えられます。今後、水産学会を通じて我が国の水産研究者がVEPでFAO水産局において活躍することが出来れば、将来、FAO水産局の諸活動においてVEPで評価された日本人専門家がFAO職員やFAOコンサルタントとして活躍する場が広がることが期待されます。

2) Volunteer Program (ボランティア・プログラム)

FAOは一定の資格者（18歳以上、FAO職員の親族でないこと、国連用語の一つに堪能なことなど）をFAO活動に協力してもらうボランティアとして受け入れています。このプログラムへの参加者の経費は派遣側負担（ただ、活動中の事故等に対する保険はFAOが負担）ですが、最大限120日間FAOボランティアとしてFAO活動に携わり、活動終了後はFAOから証明が交付されます。このVPを活用して我が国の水産を学ぶ学生や若手研究者に国際機関の水産プログラムに参与する機会を与えることは実学の認識を高めると共に国際的活動に従事する経験を踏まえ国際社会で通用する水産分野の人材育成としても非常に有効であると考えられます。このボランティア活動は必ずしも水産学会を通じて申請する必要はありませんが、FAO本部のような場所でのボランティアであればその受け入れについても一定の制約があることが考えられますので、協力覚書を交わした水産学会を通じてFAO側への受入要請を行うことが円滑に実施できると考えられます。ただ、FAO側によればボランティアであってもFAO職員がボランティアの面倒を見ることを余儀なくされるので水産学会を通じた人選に当たっては一定の配慮が要請されています。

3) FAO活動への参加、水産学会活動への共催、協賛等

FAOとの協力覚書により、水産学会を代表してFAOが認める関連会合にオブザーバーとして参加できる機会が与えられることが可能となりました。また、水産学会の諸活動に対してFAOの協賛、共催などを得ることも可能となります。当然、FAO側において協賛、共催を要請された水産学会の活動がFAOの政策方針に合致したものであるかどうかという判断が行われます。また、FAOが共催者になる場合には、FAOの資金的支援も可能となりますが、他方、FAOは議題、参加者の人選等を含め会議運営に関与することとなりますので、かなり前広の準備期間が必要となります。この度の協力覚書を

踏まえ水産学会では2008年10月横浜で予定している第5回世界水産学会議に早速FAOの協賛を要請することとしました。

4) Associate Professional Officer Program (APO : 準専門職員プログラム)

APOは、抛出機関（現在15政府、組織）が信託資金をFAOに提供し、その資金で若手人材をFAOが正規職員と同様の条件で短期採用（1年の試験任用期間の後、最大2年間）し、若手人材にFAOでの経験を積ませる制度です。現時点でAPOは水産学会が直接関与できるプログラムではありませんが、我が国政府は、同様の国際機関に若手人材を派遣し、将来国際機関で活躍できる人材育成を行う同様のプログラムを実施しています。この外務省のプログラムはアソシエート・エキスパート(AE)等派遣プログラムと呼ばれ、広く国民に開放された制度であり、将来正規の国際公務員を志望する若手人材のための制度です。このAE等プログラムで採用されればFAOを含めた外務省が派遣取極めを結んでいる各種国際連合機関でAPO, AEやJunior Professional Officer (JPO) などと呼ばれる肩書きで正規職員と同様の資格で2年間勤務することが出来ます。このAE等プログラムへの応募資格は、35歳以下で大学院修士課程終了以上の経歴を有し、英語について国連英検特A級又はTOEFLの一定水準以上の語学力が要求されます。外務省のAE等プログラムでは毎年40名から50名程度が採用され、FAOをはじめとした各国連機関に派遣され、その間の勤務は国連機関での勤務実績と見なされ、将来の国際公務員応募における評価の対象となります。将来、水産学会がFAOに信託基金を提供できるように財政事情になれば水産学会によるAPOプログラムを実施することが可能かもしれません。

4. 終わりに

数ある我が国の学会において国連機関と協力覚書を結んだ学会は水産学会が始めてのことと思います。この覚書は日本水産学会にとってはFAOとの協力交流のための契機を作ったに過ぎず、今後具体的な活動をどのように構築していくかは、正に水産学会の中で検討されるべきものです。今後、このFAO協力枠組を如何に活用していくかということは我が国の水産研究、教育の国内評価を確立するためにも重要であり、水産学会会員諸氏の積極的な参加を期待するとともに水産学会に対するFAO活用アイデア等の提供が求められます。

(参考) FAOとの協力覚書は13条からなり要旨は以下の通り。

1. 両者は水産に関する科学調査、研究、研修訓練や他の関連する活動分野における共通の関心事項に関して

定期的に協議する。

2. 両者は、科学調査、研究に関連した水産分野における共通の関心事項や相互の関心事項として合意された計画や研修訓練に関する情報、書籍、印刷物を定期的に交換する。

3. 両者は、それぞれの内部手続きの許す範囲で共通の関心事項の会合にオブザーバーの立場で代表を参加させるために招待できる。

4. 両者は、人材育成や関連活動などを含めたそれぞれの活動に相手方を内部手続きの許す範囲で参加することを促進する。

5. 両者は、適当な場合には、共通の関心事項の活動に対する支援を含め、共通の関心事項についての研究や報告を行うための適切な枠組を含めた共同行動を取る。

6. 両者は、適当な場合には、両者間の協力が更に改善、拡大することが出来るための方策について協議する。

7. この合意書は、双方に如何なる財政的負担を約束させるものではない。この合意書の下での如何なる具体的な活動も財源の利用可能性を条件として補足的な合意書が合意されなければならない。

8. この合意書の修正は両者間の書面交換をもって行い、両者間で合意できない場合はこの合意書が引き続き効力を持つ。また、いずれの側も3ヶ月の事前通告を以ってこの合意書から脱退をすることができる。

9. 両者は、双方の責務、政策、優先度を尊重し、覚書はその署名により効力を発し、いずれかが脱退するまでその効力を有する。

10. この覚書及びそれに関連する如何なる書類上の規定もFAOの特権、免責権を放棄するものではなく、また、水産学会やその会員に対してFAOの特権、免責権を付与するものでもない。

11. 現覚書及びそれに関連する書類も特定国の法制度適用を排除し、一般的法原則が適用される。

12. 如何なる当事者間の紛争も両者の交渉によって解決することに努め、解決できない場合には国連国際貿易法委員会の調停規則に従って調停に付される。調停によっても解決できない場合には国連国際貿易法委員会の仲裁手続きに付すことが出来る。

13. 日本水産学会の国際交流委員会がこの覚書の窓口となる。